明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（陳述及び意見の聴取）

第二百二十九条　家庭裁判所は、氏の変更についての許可の審判をする場合には、申立人と同一戸籍内にある者（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。

2　家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下この節において同じ。）の処分に対する不服の申立てがあった場合には、当該市町村長の意見を聴かなければならない。

（審判の告知等）

第二百三十条　戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該市町村長に告知しなければならない。

2　家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを理由があると認めるときは、当該市町村長に対し、相当の処分を命じなければならない。

（即時抗告）

第二百三十一条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　氏の変更についての許可の審判　利害関係人（申立人を除く。）

二　氏又は名の変更についての許可の申立てを却下する審判　申立人

三　就籍許可の申立てを却下する審判　申立人

四　戸籍の訂正についての許可の審判　利害関係人（申立人を除く。）

五　戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判　申立人

六　前条第二項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判　当該市町村長

七　戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判　申立人

第二節　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

第二百三十二条　性別の取扱いの変更の審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　第百十八条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件における申立人について準用する。

3　性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二十二節　厚生年金保険法等に規定する審判事件

第二百三十三条　請求すべき按分（あん）割合に関する処分の審判事件（別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　申立人及び相手方は、請求すべき按分割合に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3　請求すべき按分割合に関する処分の審判の手続については、第六十八条第二項の規定は、適用しない。

第二十三節　児童福祉法に規定する審判事件

（管轄）

第二百三十四条　都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。）及び都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同表の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。）は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第二百三十五条　第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）及び都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童について準用する。

（陳述及び意見の聴取）

第二百三十六条　家庭裁判所は、都道府県の措置についての承認又は都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、前条に規定する者（児童にあっては、十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。

2　前項の場合において、家庭裁判所は、申立人に対し、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人の陳述に関する意見を求めることができる。

（審判の告知）

第二百三十七条　都道府県の措置についての承認又は都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

（即時抗告）

第二百三十八条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　都道府県の措置についての承認の審判　児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

二　都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判　申立人

三　都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判　児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

四　都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを却下する審判　申立人

（都道府県の措置についての承認の審判事件を本案とする保全処分）

第二百三十九条　家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条第二項の規定による一時保護が加えられている児童について都道府県の措置についての承認の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により当該児童の保護者について同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、当該児童の保護のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

第二十四節　生活保護法等に規定する審判事件

第二百四十条　施設への入所等についての許可の審判事件（別表第一の百二十九の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）は、被保護者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（別表第二の十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者（数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3　第百十八条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人について準用する。

4　家庭裁判所は、施設への入所等についての許可の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、被保護者（十五歳以上のものに限る。）、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人の陳述を聴かなければならない。

5　施設への入所等についての許可の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人に告知しなければならない。